

盛岡市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 7 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 1 月 28 日付け 26 盛監第 100 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 教育委員会に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

26 盛教総第 148 号

平成 27 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市教育委員会
教育長 千葉 仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 1 月 28 日付け 26 盛監第 100 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 教育委員会 総務課）

- (1) 給料の支給に当たり、給与期間の中途における昇給により給料額に異動を生じた者に、その日から新たに定められた給料を支給していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 返納の手続を経ずに処分が行われているもの
 - イ 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - ウ 活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていないもの
- (3) 寄附の受領に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 給料額の異動について

ア 措置の内容

定められた給料を算定し、3 月 20 日までに追給する手続きを行なった。

イ 原因及び再発防止策の内容

庶務担当者が当該規定を熟知していなかったことが原因である。今後は、引継マニュアル等に記載するとともに、当該事務を複数で行うことにより再発の防止に努

める。

(2) 備品の管理について

ア 措置の内容

物品と帳簿との照合確認を行い、会計管理者に物品返納票等を提出し、適正な処分を行なった。

また、物品の適正な管理状況把握について改めて指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

物品と帳簿との照合確認を確実に行っていなかったことが原因である。今後は、年度末及び年度始めにおける備品の所管換え等に係る手続を確実にを行うことにより再発の防止に努める。

(3) 決裁権者の決裁について

ア 措置の内容

決裁権者の決裁を得るとともに、専決・代決規定の遵守を決裁権者及び課員に指導した。

イ 原因及び再発防止の内容

所属職員の確認不足が原因である。今後は、起案書類に關係規定を明記し、決裁権者についての確認を徹底するとともに、複数で確認することにより再発の防止に努める。

26 盛教生第 70-1 号
平成 27 年 2 月 27 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 1 月 28 日付け 26 盛監第 100 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 教育委員会 生涯学習課）

補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

補助金の交付対象となる事業費について、補助金を交付する年度内に履行確認を行うよう所属長及び課員全員に指示した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、各団体からの年度明けの総会により決した決算報告を待つて補助金精算書を提出させていたことによる。

今後は、各団体に対し補助金精算書を補助金交付の年度内に提出させるとともに、その履行を年度内に確認することとし、再発の防止に努める。

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子様

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 1 月 28 日付け 26 盛監第 100 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 教育委員会 遺跡の学び館）

物品の購入に当たり、無効となる見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

指摘された契約案件について、職員全員で問題点を共有すべく会議を開催したほか、盛岡市随意契約見積参加者心得に基づいた契約手続きとなるよう職員全員に指示した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、契約業務に係る担当職員の認識不足と決裁者の確認不足であった。

今後は、見積徴取時に複数の職員が立会い確認作業を行なうとともに、その後の契約手続きに際しても複数人によるチェックを行なうことにより適正な事務処理となるよう努める。

26 盛教玉公 第 2 号

平成 27 年 2 月 20 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会
教育長 千葉仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 1 月 28 日付け 26 盛監第 100 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山地区公民館 ）

公民館使用料の徴収に当たり、定められた使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

不足の使用料差額について、2 月 20 日までに追徴・納付するとともに、再発防止に努めるよう職員に徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

公民館条例の認識不足により誤った事務執行を行ったことが原因である。

今後は、公民館条例についての研修を行なうとともに、許可の際に条例に沿った事務処理となっているか複数の者で確認する体制とし、再発防止に努める。